

国清寺パスパ字モンゴル文聖旨碑

松川 節

はじめに

本稿で紹介するパスパ字モンゴル文聖旨碑は、管見の限り、学界に報告されておらず、歴代の地方志・金石志にも言及されていない。筆者は、2011年9月に立正大学の三友健容氏と桐谷征一氏より、写真の提供と解説依頼を受けた。ここに、その研究成果を報告する。もとより、碑石に就いて解説したわけではなく、不明な点も多いが、本聖旨碑は、この種のモンゴル文命令文として、今までにないユニークな内容を含むことが判明したため、先ずは予備的な研究成果として公表するものである。

1. 碑石の現況

碑石は現在、中国浙江省台州市天台县にある国清寺の収蔵庫に保管されており、パスパ字モンゴル文聖旨碑を取り囲むように刻経の碑片が嵌め込まれ、一枚の石板状になっている。桐谷氏によると、刻経の大部分は法華経で、すべて同筆とみられ、おそらく唐代のものである。そしてこれらは、同寺境内に立っている通称「隋塔」の内部から出土したものであるという¹。仮に刻経碑とパスパ字モンゴル文聖旨碑が共に隋塔から出土したものであったとしても、原初にはどのような状況で存在したものか、判然としない。成立の時代が違い、内容も異なるので、現状のように收藏する段階でまとめられた可能性も否定できない。

注目すべきことは、周囲の漢文刻経碑片と比べると、パスパ字モンゴル文聖旨碑のみが天地逆に嵌め込まれていることである（写真1参照）。このことは、これらの碑片が一枚の石板上にまとめられる段階で、パスパ文字についての知識が無くなっていたことを示唆している。



写真1

¹ 『国清寺志』（丁 1995）の「隋塔」の説明によると、塔の内壁には法華経石刻碑が鑲嵌されており、部分的に剥落していた。民国年間にこれら剥落した石碑を三聖殿前の東西廂房に移管し、壁上に鑲嵌したという。See 丁 1995, pp.294-295.

2. テキストの転写・逐語訳・語註



写真2

テキストは、全部で11行、パスパ文字モンゴル文で書かれており、縦書きで、行は左から右に読まれる（写真2参照）。内容は、いわゆる「大元ウルス書式」に則った命令文〔松川1995参照〕であり、11行目に *jarliq manu* 「おおせ ← われらが」とあることから、大元ウルス大ハーンの発令の *jarliq* / 聖旨であることが想定される。しかし、書式と文脈から判断するに、現存するのは全体の後半部分11行だけであり、また、おそらく碑面の下部三分の一程度が切り取られて存在しないため、我々が実際に目にしている碑面は、全体のうち三分の一程度と思われる。なお、文脈上さらに12~14行目が存在し、発令日と発令地が記され、14行目で全体が完結するはずだが、この種の命令文の書式上、最終の3行は下の方から書き始められるので、現存する碑面には収まっていない。また、この種の命令文碑は、往々にしてモンゴル文原文と、直訳体漢文との合璧で伝存しているが、本碑の場合、漢文

面の存在に関する情報は得られなかった。

モンゴル文テキストの移録に際しては、パスパ文字フォントによる再構を提示することによって翻字 (TRANSLITERATION) は省略し、転写 (transcription) のみを提示した。転写方式はリゲティ式²に拠った。

01 ᠮᠠᠨ ᠤ
02 ᠠᠪᠤᠨ ᠬᠣᠨ ᠳᠤᠷ ᠶᠡᠷᠦ ᠰᠦᠮᠡᠰᠢ ᠶ᠋ᠢ ᠳᠡᠪᠲᠡ
03 ᠠᠵᠤᠸᠠ ᠵᠢᠭᠡᠨ ᠴᠣᠷᠢᠨ ᠳᠣᠯᠣᠨ ᠬᠣᠨ ᠤ
04 ᠭᠤᠭᠴᠢᠩᠵᠢ ᠰᠦᠮᠡᠶᠢᠨ ᠨᠡᠷᠡ ᠳᠣᠶᠢᠳᠤᠨ
05 ᠴᠠᠴᠠᠷᠴᠠᠶᠤ ᠠ ᠶᠡᠰᠡ ᠪᠢᠴᠢᠵᠦ ᠶᠤ ᠶᠣᠰᠤ ᠤᠭᠡᠸᠦ
06 ᠶᠤᠶᠢᠳᠤ ᠶᠡᠷᠡᠸᠦᠯᠡᠵᠦ ᠭᠤᠭᠴᠢᠩᠵᠢ ᠰᠦᠰᠤ
07 ᠶᠤᠸᠤᠯᠤᠰᠤ ᠶᠠᠸᠤᠨ ᠬᠡᠨ ᠣᠴᠢᠪᠡᠵᠢ ᠶᠡᠳᠡ

transcription

- 01: //// //// //// man-u //// ////
- 02: t[abun] hōn-dur yērū sūmes-i debte////////////////////////////////////
- 03: aǰu'u jī-ḡen qorin dolo'an hon-u //////////////////////////////////////
- 04: Guḡ-cing-zī sūme-yin nere doйдid-un //////////////////////////////////////
- 05: qaqarqay-a ēse bičijü'ü yosu ü[ge'üj] //////////////////////////////////[to-]
- 06: -yid-i ère'ülejü Guḡ-cing-zī sü[me] //////////////////////////////////[qari-?]
- 07: -'ulu'asu ya'un kēn öčibej ēd[e] //////////////////////////////////[sü-]

² See Ligeti 1972, pp.13-19.

08: -me-yi debted-ün yosu'ar šën-qen bôlqan o/////////
 09: ère'ülejü huja'ur-dur anu qari'ulbayi ba(?)/////////
 10: -tügej kēbej éyin kē'ülü'ed bürün te/////////
 11: jarliq manu tawlayi jil namur-un hečü[s zara-yin]/////////

01: //// //// //// われらの ////
 02: [五] 年に総じて寺院を籍冊/////////
 03: であった。至元二十七年の/////////
 04: 国清寺 (の) 寺院の名, 僧侶たちの/////////
 05: 明白に書かなかった。道理 [なき]/////////
 06: 侶たちを罰して, 国清寺 (の) 寺院///////// [戻さ?]
 07: せるならどうか」と言って奏上した。これら/////////
 08: 院を籍冊の体例どおりに禅院となして/////////
 09: 罰して, もとに (←彼らの) 戻させた。/////////
 10: ~するように」と言った。このように言われているにもかかわらず////
 11: おおせ (←われらが) はウサギの年, 秋の最後 [の月の]/////////

語註

01: 最初の行は, man-u 「われらの」のみしか, 写真からは読み取ることができない。今後の課題としたい。

02: t[abun] hōn-dur 「[五] 年に」

冒頭に子音字 t が見えている。t- で始まる数詞は tabun 「五」のみであるため, t[abun] と補った。

02: yerü sümes-i debte/// 「総じて寺院を籍冊///」

yerü は、『華夷記語』(2:13b1, 2:25a3, 3:18b2) に在証例があり, 傍訳はいずれも「総」であり, かつ副詞的に用いられている。debte/// は, 名詞 debter 「冊子」(see 『元朝秘史』08:31:02, § 203 ; 傍訳は「冊」) あるいはその複数形 debted (see 本テキストの 08 行目), または, 動詞 debterle- 「冊子に記録する, 籍する」(see 『元朝秘史』08:31:02, § 203 : 傍訳は「造冊」) の可能性が考えられる。

03: ji-qen qorin dolo'an hon-u 「至元二十七年の」

ji-qen は漢字「至元」を音写したもの。至元二十七年は西暦 1290 年に当たる。

04: Guç-cing-zī sūme 「国清寺 (の) 寺院」

Guç-cing-zī は漢字「国清寺」の音写で, 06 行目にもあらわれるため, 読みに問題はない。国清寺は天台宗の発祥地であり, 日本や朝鮮半島の「天台宗の祖庭」ともいわれている。天台宗の実質的な開祖・智顛 (538-597 年) によって隋の文帝の開皇十八年 (598 年) に着工され, 煬帝の大業元年 (601 年), 勅によって国清寺となり, 義寧元年 (617 年), 全面的

に竣工した。唐代になって、最澄が訪れた貞元二十年(804年)の頃は繁栄を誇っていたが、会昌の廃仏令によって破壊され、宣宗が即位するや再建された。大中七年(853)に円珍が訪れたのは、その直後であった。宋の建炎四年(1130年)、高宗は詔して国清寺を禅宗とし、禅宗「江南十刹之一」となした。元代も禅宗の優位は続いたが、『大明高僧伝』によると、上天竺台宗高僧・性澄(1265~1342)の上奏により、フビライが璽書を賜って天台宗祖の地位を回復させた³とされる〔斎藤 1998, pp.172-186〕。

05: qaqarqay-a 「明白に」

qaqarqai に与位格 -a が付き、副詞化している。『華夷訳語』に「明白 𑖪𑖬𑖪𑖬𑖪𑖬𑖪𑖬(1:28a3, 2:25b1) と在証され、また、大元ウルス・モンゴル文命令文の在証例としては qaqarqai jarliq 「明白な聖旨」/ 明白聖旨 がある(タツの年〔至元 17 年, 西暦 1280 年〕11 月初 5 日付, 周屋大重陽万寿宮・李道謙宛てパスパ字モンゴル文・直訳体漢文合璧フビライ聖旨碑⁴)。

06: èrè'ülejäü 「罰して」

『元朝秘史』に「èrè'ülejäü / 罪着」(09:34:08, §224) とある。傍訳の「罪着」は「罰して」の意。

06-07: [qari-'ulu'asu 「[戻さ?] せるなら」

07 行目冒頭の -'ul- が使役を意味する動詞接尾辞であるため、06 行目末尾には後舌母音を持つ何らかの動詞語幹が位置するはずである。3.3. で後述するように、06-07 行目で奏上した内容をうけて、08-10 行目で命令が出されているので、ここでは 09 行目と同じ動詞 qari-'ul- が使われている可能性が高い。なお、-'asu はモンゴル文語の -basu に相当し、仮定を意味する副動詞である。

07: ya'un 「どうか」

ya'un の 'un は、写真では qun のようにも見えるが、文脈上、ya'un と読みたい。『元朝秘史』の ya'un の傍訳は「甚麼」、「甚」、「如何」。

08: šèn-qen 「禅院」

『蒙古字韻』によると、šèn は、「鋌」「單」「蟬」「禪」「揮」「嬋」「澶」「善」「墀」「鄣」「繕」「擅」「膳」、qen は、「元」「原」「源」「垣」「園」「援」「媛」「員」「圓」「阮」「遠」「願」「院」などが再構できる⁵。前後の文脈より、「禅院」と再構するのが最もふさわしかろう。

09: huja'ur 「もと」

huja'ur の原義は「根源」, 「元」であり、副詞的に「元々」と使われる例もある。ここで huja'ur-dur anu qari'ulbaya の文字どおりの意味は、「彼らの元に戻させた (=戻した)」ということだが、誰(主語)が何(目的語)を元に戻したのか、前が欠けていて明らかでない。『元朝秘史』の huja'ur の傍訳には「根源」, 「根脚」, 「尖」, 「根」とあるが、このうちの「根脚」は、『元典章』, 『通制條格』のモンゴル文直訳体部分で、「裏」を伴って「根脚裏」と

³ 『大明高僧伝』(Taisho 2062) 「因天台國清實台宗講寺後易爲禪。乃不遠數千里走京師。具奏寺之建置顛末舊制之由。元世祖賜璽書復之。」

⁴ 松川 2007, p.141, No.11; Ligeti 1972, p.30, l.5.

⁵ 照・楊 1987, pp.99 (下 10a), 102 (下 11b-下 12a) を参照。

なり、「本来」の意味で頻出する [田中 2000, pp.340-344]。それゆえ、ここでは、「彼らの本来の状態に戻した」と想定できる。一方で、本田が指摘するように、フレグ・ウルのイクター制において、*ujayur-hūjāūr* はイクター主に授与された農民の「本貫地」という意味で使われている [本田 1991] ことも注目に値する。

10: *éyin kē'ülü'ed byrūn* 「このように言われているにもかかわらず」

大元ウルス発令モンゴル文命令文にあらわれる威嚇文言の出だしの部分。5つの存証例が知られている。一例を挙げると：

éyin kē'ülü'ed byrūn buši bōlqaqun haran ülü'ü ayuqun / 這般曉諭了別了的人不怕那甚麼
このように言われているにもかかわらず、違える者たちは恐れないのであるか！ (ト
リの年 (至治元年辛酉, 西暦 1321) 11 月初 10 日, 保定路易州龍興觀その他道觀の王進
善たちを長とする道士たて宛てパスパ字モンゴル文・直訳体漢文合璧ダギ Dagi 皇太后
懿旨碑⁶)

すなわち、「この命令の発令対象者は、この命令の中でそのように言われているにもかかわらず、それ以外のことをみだりに行うことがないように」という威嚇の文言である。

3. 内容分析

本碑は首尾を欠き、発令者・発令年・発令対象者などが具体的に示されていないため、同種の命令文の書式・定型表現⁷から、内容を推定せざるを得ない。

3.1. 発令年「ウサギの年」の特定

11 行目は、大元ウルス命令文の定型表現で、発令年月日を示す。本碑では、発令年が「ウサギ」の年であり、発令月が「秋の最後の月」、すなわち 8 月であることまでがわかる。

ところで、大元ウルスの命令文、特に大ハーン発令のジャルリグ (聖旨) において、ほとんどの場合、文中で「チンギス・ハン、…」と先例ハーン名を列挙し、権威の継承を明示する文言があり、先代のハーン名までが提示されるため、本命令文が誰の発令によるものであるか絞りこむことができる⁸が、残念ながら、本碑ではその部分がカットされているため、この方法による発令者の特定はできない。

その一方で、大元ウルス大ハーン発令のモンゴル文ジャルリグ (聖旨) における発令年の表記は、フビライ～仁宗アユルバルワダ治世まで (1260～1320 年) は、12 年動物周期のみで記され (例: 「ヒツジの年」)、英宗スィディバラ以降 (1321 年～) は漢語元号の音写 + 12 動物名での表記になる (例: 「至治三年ブタの年」)⁹。本碑は 12 動物名のみで表記されているため、パスパ文字が公布された 1269 年以降、1320 年までのウサギ年が候補になる。すなわち、1279 年、1291 年、1303 年、1315 年である。

⁶ 松川 2007, p.145, No.34; Ligeti 1972, p.71, l.16.

⁷ 大元ウルス命令文の書式については、松川 1995 を参照。

⁸ See 松川 1995, p.41.

⁹ See 松川 1995, p.44.

03 行目に「至元二十七年の…」とある。1290 年である。それゆえ、発令年の 4 つの候補のうち 1279 年は無くなり、フビライ治下の至元二十八年ウサギ年（1291 年）、成宗テムル治下の大徳七年ウサギ年（1303 年）、仁宗アユルバリワダ治下の延祐二年ウサギ年（1315 年）のいずれかに絞り込まれる。

3.2. 発令対象者

04 行目と 06 行目に「国清寺」と漢字音写の形で出ている。それゆえ、断定はできないが、この命令は、天台山国清寺の誰かを発令対象者として出されたものである可能性が高い。

3.3. 発令内容

碑文テキストの存在している部分に、伝存する大元ウルス・モンゴル文命令文に典型的な免税特権付与の内容は見られず、以下のように、寺院の宗旨登録に関する内容のようである。

- 1) 02 行目：「××五年」すなわち、至元五年（1268）、十五年（1278）、二十五年（1288）、大徳五年（1301）のいずれかの年に「総じて寺院を冊【に籍した】」、つまり、寺院をなんらかのリストに登録したと書かれている。寺院登録に関わる関連資料は、管見の限り見つけられなかった。なお、寺院そのものではないが、『通制條格』「戸令」の「寺院佃戸」の条¹⁰に、寺院所属の佃戸の戸籍に関わる記述がある。それによると、「俺寺家的佃戸每根脚裏，亡宋時分在後寺家的冊裏也籍着來」，「亡宋時分百姓的數目裏籍着來」，「後頭世祖皇帝聖旨裏虎兒年抄數戸計時分也百姓的冊裏籍着有來」の下線部のように寺院佃戸を「冊に籍する」という表現が見られる。
- 2) 03 行目に至元二十七年（1290）とあるが、この年に何があったのか、文脈から辿ることはできない。前後の行の内容から推測すると、江南における戸口調査（二十七年抄戸）に言及しているのかもしれない。上に引用した『通制條格』「戸令」の「寺院佃戸」の条に見える「虎兒年抄數戸計時分」のトラ年も同じ至元二十七年である。戸口調査と並行して、寺院の登録も行われたということだろうか。
- 3) 07 行目に öcibeï 「奏上した」とある。知られているモンゴル語命令文の文脈に「bidan-a öcïdkün 我らに奏上せよ / 俺每根底奏者」（タツの年（至元 17 年，西暦 1280 年）11 月初 5 日付，周屋大重陽万寿宮・李道謙宛てパスパ字モンゴル文・直訳体漢文合璧フビライ聖旨

¹⁰ 『通制條格』「戸令」寺院佃戸 大徳三年七月初三日中書省奏：江南有的種佃寺家田地的佃戸每，依在前楊總統説謊奏了，「俺寺家的佃戸每根脚裏，亡宋時分在後寺家的冊裏也籍着來，不干他每事。管民官説俺合管麼道，教生受有。依在前體例裏則教俺管呵，怎生？」 麼道奏過，要了聖旨來。前者，又管和尚的官人每，依着在前楊總統朦朧奏來的奏了，「有氣力的教當差者，無氣力的休教當者，管民官休管者。」 麼道，行了聖旨有。俺商量來：亡宋時分百姓的數目裏籍着來，後頭世祖皇帝聖旨裏虎兒年抄數戸計時分也百姓的冊裏籍着有來，更兼「俗人休教和尚管者。」 麼道，在先有行來的聖旨；則杭州省裏管着寺家的佃戸約伍拾萬戸有餘，教和尚有管呵，別着大體例的一般有。做佃戸種田呵，依體例種佃也者。依在前聖旨體例裏，則教管民官每管呵，怎生？ 商量來，奏呵，奉聖旨：是也。和尚每休管者。教管民官管者。欽此。

碑¹¹)という下行命令表現は在証されているが、上行文書(おそらくはそのダイジェスト)が引用される例は初めてである。ここに見られる -'asu ya'un kēn öčibeï「~すればどうかと言って奏上した」という表現は、『元典章』、『通制條格』に頻出する「~呵, 怎生? 麼道奏了」という直訳体漢文の表現形式のモンゴル語原文と見なして、間違いなかろう。

4) 08 行目:「(寺)院を籍冊の体例どおりに禅院となして」と読めるとすると、大元ウルス治下の国清寺が、禅宗→天台宗→禅宗という経緯を辿ったという可能性が生じる。

5) 09 行目に「罰して、もとに戻した」とある。寺院の宗旨が問題となっているとすると、国清寺を禅宗に戻したと想定できよう。

以上の分析において、特に注目すべきことは、07 行目途中までが奏上した内容であり、それを承けて、07 行目末~10 行目の「~するように」までが実際の命令の内容となっており、両者の内容はほぼ一致すると見なしえることである。

以上より、この聖旨の命令内容は、今までに知られているパスパ文字モンゴル文による大元ウルス・大ハーンの命令に典型的な、寺院への免税特権付与ではなく、寺院の宗旨を過去の登録時の禅宗に戻すものであると思われる。

4. 歴史的背景

本碑文のテキストは断片的であり、発令年が確定できないこと、また、フビライ~仁宗アユルバルワダ治世まで(1260~1320 年)の国清寺について、極めて零細な史料しか残されていないことから、いかなる歴史背景から本命令文が発令されたのか、現段階では憶測の域を出ない。ここでは、見通しのみ提示しておく。

フビライが、禅宗と、天台宗など禅宗以外の諸宗(=教宗)とを、いかに遇したかについては、陳高華による研究がある。それによると、13 世紀前半、海雲印簡と万松行秀に代表される華北の禅宗は、モンゴル政権の庇護を受けていたが、13 世紀半ば以降、フビライはチベット仏教サキャ派とのつながりを強めた結果、禅宗の影響力は次第に低下した。南宋接收後、フビライは江南に教宗が流通していないという理由で、北方から禅宗以外の僧侶 30 人を派遣し、江南に「御講三十六所」を設立させた。これにより、若干の禅宗寺院は教宗に宗旨を易えた。至元 25 年(1288)、フビライは江南の禅宗と教宗の代表人物を大都に招聘し、弁論を行わせ、結果として禅宗に対する教宗の優位を決定した。この後、天台宗などの勢力は明らかに盛んになり、禅宗が優勢であった浙江天台国清寺もこの時に天台宗が奪回した¹²。

以上のように、陳高華によると、南宋接收後のフビライは、むしろ教宗を持ち上げることによって、禅宗勢力の抑え込みを意図していた。そうであるとする、本聖旨碑が、最終的に「寺院を籍冊の体例どおりに禅院となして」、すなわち国清寺を、以前に登録されていたとおり禅院となすと命令していることは、時代状況から見て、至元二十八年ウサギ年

¹¹ 松川 2007, p.141, No.11; Ligeti 1972, p.31, l.40.

¹² 陳 1991, pp.367-369.

(1291年)のフビライの発令とは考えにくい。これに対して、成宗テムルは、禅宗抑圧策を緩め、対江南仏教政策の転換を図ったことが指摘されている¹³ため、成宗テムル治下の大徳七年ウサギ年(1303年)に禅宗庇護のためにこのような聖旨が発令された可能性は十分にある。仁宗アユルバリワダ治下の延祐二年ウサギ年(1315年)の状況については、今後の課題としたい。

おわりに

本聖旨碑について、現時点における筆者の解釈を以下にまとめておく。

パスパ文字モンゴル文で記された本聖旨 jarliq は、天台国清寺に対して、ウサギ年8月に発令された。発令年と発令者については、1) 至元二十八年ウサギ年(1291年)のフビライの発令、2) 大徳七年ウサギ年(1303年)の成宗テムルの発令、3) 延祐二年ウサギ年(1315年)の仁宗アユルバリワダの発令、以上3つの可能性がある。発令内容は、『至元十五年あるいは至元二十五年に、総じて、大元ウルス治下の(旧南宋領の)寺院を籍冊に登録し、国清寺は禅宗寺院とされた。一方、至元二十七年の旧南宋領の戸口調査において、国清寺の名称と僧侶たちの??などが、はっきりと記録されなかった。道理なき事々をおこなった僧侶たちを罰して、国清寺を籍冊の体例どおりに禅院となし、彼らを元に戻したらどうか』と言って奏上したところ、『これらの僧侶たちを罰して国清寺を籍冊の体例どおりに禅院となし、彼らを元に戻した。??するようにと(仰せて)言った。このように言われているにもかかわらず、違える者たちは恐れないのであるか!』というものである。

総じて、本聖旨碑が新たに発現したことは、以下の2点の意義を有する。第一に、大元ウルス政権が、旧南宋領における在地中国仏教の禅宗と教宗に対し、公文書が発令して宗旨の決定に関与していた実際の証拠が見つかったことである。大元ウルス治下の禅宗と教宗との関係¹⁴について、新たな史料状況が生じたと言っても過言ではなからう。

第二に、モンゴル文命令文書として、初めて「上行文書」を引用した文言が在証されたことが指摘できる。従来、『元典章』や『通制條格』のいわゆる「直訳体漢文」は、モンゴル文原文から直訳されたものであるのか否かという問題がさかんに検討されてきた。その背景には、伝存するモンゴル文命令文は、寺院や宮観に対する免税特権の付与という、極めて画一的な内容をもつものが大多数を占めており、「直訳体漢文」として伝存する資料群の多岐にわたる内容が、果たしてそれぞれモンゴル文で表現されていたかどうか、疑問視されていたという資料状況があった。これに対して、本聖旨碑のモンゴル文は、中央官庁から大ハーンへの上奏文を引用している点で、モンゴル文による文書行政システムを解明するための新たな一里塚になっていると言えよう。

本聖旨碑の研究は、緒についたばかりである。今後、中国側と共同研究を実施することによって、新たな成果が生まれることを期待したい。

¹³ 竺沙 2002, p.301.

¹⁴ 大元ウルス治下の禅宗と教宗については、陳 1991のほか、竺沙 2000, pp.46-52; 野口 2005, pp.317-332; 西尾 2006, pp.235-258 をそれぞれ参照した。

参考文献

- 陳高華 1991 : 『元史研究論稿』 北京, 中華書局。
- 竺沙雅章 2000 : 「宋元時代の杭州寺院と慈恩宗」『宋元仏教文化史研究』東京, pp. 27-57. (初出 : 梅原郁 (編) 『中國近世の都市と文化』 1984.)
- 竺沙雅章 2002 : 「元朝の江南支配と白雲宗」『増訂版) 中国仏教社会史研究』京都, pp.293-319. (初出 : 「元代白雲宗の一考察」『仏教史学会三十周年記念論集』 1980.)
- 丁天魁 (主編) 1995 : 『國清寺志』 上海, 華東師範大学出版社。
- 本田実信 1991 : 「フラグ・ウルスのイクター制」『モンゴル時代史研究』東京, pp.233-260. (初出 : 「イルハン国における IQTĀ' 制について」『北海道大学文学部紀要』 1961.)
- Ligeti, L. 1972 : *Monuments en écriture 'Phags-pa. Pièces de chancellerie en transcription chinoise.* Budapest. (Monumenta linguae Mongolicae collecta 3)
- 松川節 1995 : 「大元ウルス命令文の書式」『待兼山論叢 (史学篇)』 29, pp.25-52.
- 松川節 2007 : 「13~14 世紀モンゴル文碑刻リスト (増補版)」『13、14 世紀東アジア諸言語史料の総合的研究—元朝史料学の構築のために』 (平成 16 年度~平成 18 年度科学研究費補助金、基盤研究 B 研究成果報告書 ; 研究代表者 : 森田憲司・奈良大学文学部教授) pp.139-153.
- 西尾賢隆 2006 : 「元朝の江南統治における仏教」『中国近世における国家と禪宗』 京都, pp.235-258. (初出 : 『仏教史学』 15:2, 1971.)
- 野口善敬 2005 : 「元代の禪宗と教宗——至元二十五年正月十九日の出来事を中心に——」『中国禪宗史研究』 京都, pp.317-332. (初出 : 『竹貫元勝博士還暦記念論集』 2005.)
- 斎藤忠 1998 : 『中国天台山諸寺院の研究』 東京。
- 田中謙二 2000 : 「元典章文書の研究」『田中謙二著作集』 第二巻, 東京, pp.275-457.
- 照那斯図・楊耐思 (編著) 1987 : 『蒙古字韻校本』 北京, 民族出版社。